

規清事件について賀茂社の対応

梅辻 諱

梅辻飛騨守規清が江戸滞在中に幕府の政治を批判した疑いで逮捕勾留されたのは弘化三年（一八四六年）のことである。若い頃から朱子学に心酔していた彼は、神道修行のため、朱子のような最良の師を求めて諸国遍歴の旅に出た。天保七年（一八三六年）、彼が三十九歳の時である。規清は当時京都以西は交通が比較的によく便利であったので、将来いつでも行けると考えて、北陸、東北や関東方面に焦点を絞って師を探すことにした。まず、規清は当時未曾有の大飢饉に襲われて苦しんでいた北陸や東北地方を回り、行く先々で高名な先生がいると聞くと、直ちに訪ねて、かねてからの疑問を話して教えを乞うた。東北から北海道に渡り、そこで越年したが、翌年は北海道の松前から南部、仙台、そして勿来を経て江戸へ入った、さらに、江戸から東海道を名古屋に向かい、名古屋から木曾路へ入り、信州を経て中仙道を通り江戸に到着した。東日本をほぼ歩きまわったことになるが、残念ながら朱子のような尊敬できる大先生には巡り会うことはできなかったと述懐している。（彼が東日本ではなく西日本に目を向けていたならば、事情は大きく変わっていたであろう。当時の備中高梁には山田方谷と云う農民の儒学者・経済学者がいて、越後長岡藩の家老 河合継之助は彼の弟子であった。方谷と継之助との出会いは司馬遼太郎の小説『峠』の中で書かれている。規清が

西国に向かっていたならば当然、山田方谷の名を耳にして、両者の出会いがあったであろう。方谷は後に農民でありながら高梁藩の重職に抜擢され、遂には藩侯が老中になるに及んで共に幕政に参加したが、腐敗し弱体化した江戸幕府はどうにもならなかったらしい。

② 伯備線「方谷」駅は方谷に因んで名づけられている。（理想とする指導者には会えなかったが、諸国遍歴中に多くの学者と会って議論を重ねた結果、賀茂神道を根幹とした神道理論を作り上げ、鳥伝神道と名付け、これに関する多くの著書を書き上げることができた。

規清は自ら創始した鳥伝神道の布教を思いつき、下谷池之端に家を構えて瑞鳥園と名付け、布教センターとした。その他にも二箇所の寄席小屋を借り、入場料をとって、鳥伝神道の講話を人々に聞かせた。彼自身は相当話術に自信があったようで、話が分かりやすく比喩も巧みであったので、たちまち聴衆が増え、多くのファンができて、寄席小屋は満員の日が続いたという。幕末で封建主義も漸く綻びを見せ、政情が不安で、人々が行く末に不安を感じていたので、彼が説く神道の講話に共感を寄せたと思われる。

彼は賀茂神道の大衆版とも言える鳥伝神道に焦点を当てて信仰を説いたのだが、彼の思想の根幹には諸国遍歴の途中で目撃した東北地方の大飢饉の惨状と封建政治の矛盾が焼きついていたので、講話の中で知らず知らずのうちに政治に対する不信が溢れ出て、現状の

批判が口をついて出たらしい。幕末の江戸幕府は民衆の政治批判に對して極度に神経を尖らしていたので、規清の説教中の言葉の端々に出る批判はたちまち幕吏の知るところとなり、弘化三年に捕らえられ、寺社奉行の尋問を受けることとなった。

この一件は直ちに寺社奉行から京都西奉行所を通じて上賀茂社へ通告され、規清が拘留されたこと、事情の分らない点が多々あるので、賀茂社中の惣代に江戸へ出府して弁明するよう命令書が届けられた（弘化三年五月八日、一八四六年六月一日）。事の次第を知つて賀茂社中は大騒ぎとなった。上賀茂社は京都の中の他の社寺に比べて破格の大きい領地（表向きは二五七二石、實質は三〇〇〇石以上）と待遇を受けていた。もし社中不取締りの件で罰として他の社寺並みの領地にまで没収を受けることになれば、多くの氏人が禄を失い、生活に困窮し、一族が離散することも考えられる。社中は衆議一決、幕府へ惣代と付添を派遣して弁明させること、規清と息子の呈清を社中から追放し、官位を返上させること決め、惣代として山本和泉守昌頭、付添の南大路安芸介顯行を江戸へ派遣し、「規清は神社の許可も得ないで、勝手気ままな行動をしていること」と規清が提唱している鳥伝神道なる説は賀茂の神道とは全く無関係な妄説であることとを強く述べて賀茂社に被害が及ばぬようにすることを決議した。

平成二四年（二〇一二年）秋、大田神社に程近い藤木家の古文書

の中から「京道上賀茂梅辻飛騨御吟味筋之儀二付、上賀茂差添人南大路安芸介より上賀茂社中へ差出候書付並びに惣代山本和泉守より申答候留書等之写」と題した小冊子が発見された。これは介添人南大路顯行と惣代山本昌頭がそれぞれ上賀茂社中に宛てた報告書の写である。これによると、賀茂社中が決議した「賀茂社と規清は全く関係がないこと」および「規清の云う賀茂社伝来の鳥伝神道なるものは賀茂社の神道とは全く無縁であること」を強く主張して賀茂社に被害が及ばぬようにする筈であったが、いざ江戸の取調べの場に立つと惣代と付添の主張する点に大きい違いがあり、それが幕府の中でも評判になる始末で、困り果てた昌頭は賀茂社中に手紙を出して訴えている。

（顯行からの手紙）

「七月八日に青山大膳亮奉行所（寺社奉行所）に兩名が出頭した。規清も来ていて早速取調べがはじまった。ところが昌頭は何を思い違いをしたのか、自分は惣代としてここに来たが、難しいことは一切わからないと言ひ張るので、吟味役の豊藤五十助は、「いったい上賀茂社は何のためにこのような惣代を江戸に派遣したのか、人を取り替えるとしても、遠い京都から呼び寄せるのは難しいから仕方がない」として、とにかく調べようと尋問を始めたところ、又々昌頭は訳のわからない事をお叱りが出るまでしゃべり続ける始末であ

った。

それで私（顯行）は規清がこれまで江戸で身分不相応の行動を勝手に行ってきたこと、また賀茂神道と称して世間に不正の説を唱え、人々に宣伝していることは全くの心得違いで、恐れ入るべきであることを申しあげた。しかし、昌顯の言動は全く不束ぶつふそのもので、私は全く困り果てた。翌九日から私は内々で奉行所に申しあげたが、兩人が病気になって帰京し、替わりの人が来るのでなければ、却って上賀茂社の落ち度になるとのこと、また、本当に適任者がいないのかと聞かれて、全く嘆かわしい次第である。その後、吟味役が久世殿の御掛りに代わって、一応取調べは一段落したのであるが、何と云っても昌顯の不束な一件は奉行所ばかりでなく世間でも評判になっているようで、全く賀茂一社の恥辱である。ところが御本人はいっこうに無頓着で、気にされていないので甚だ不心得と思い、社中の皆様にお知らせする次第である。なお、今春、輪王寺官の御家中の下葉淡路守殿が上京された折に、上賀茂の成基並びに清海の兩氏と面会されて、淡路守殿より詳しい話があったそうで、兩氏へも事情をお尋ね下さい。」

以上のような顯行の手紙を受け取った上賀茂社は了解するとともに、直ちに山本昌顯宛に尋問の手紙を送ったところ、右のような返書が送られてきた。

（昌顯よりの手紙）

昨年七月八日、青山大膳亮殿御奉行所で、吟味役からいろいろお尋ねがあった。今日は飛騨（規清）と対決させるので控え居れとのことで控室にいたが、やがて御白砂へ案内され、飛騨との対決を仰せ付けられ、双方ともにお調べがあった。対決を仰せつけられて、吟味役がお立ちになる時に、私から神書については、一向に存じませんので、賀茂の事だけなら私は詳しく知っていますが、神書についてはお断り致しますと申し上げた。ところが、御吟味役は何も今日、神書について互いに論ずるには及ばないと云われ、さらに席を立てたから廊下にも再び同じ事を小検使を通じて私に伝えられた。ところが安芸介（顯行）は無益なことを云うなど云う。しかし、以前から規清と対決した場合には神書について論じなければならぬと云う噂があったので、今日もその話が出るかと私は思っていた。賀茂第一の学者である規清と神書について論ずることになれば到底こちらの敵う相手ではないと思つたので、この件についてはお断り申し上げた。その他に特にお尋ねの件もなく、お叱りの言葉もなかった。対決が一休みした時に、御役人今井与兵衛殿に規清がこれまで行なってきたことは心得違いであることを逐一お話した。その事を文書にして差し出すようにと云われて退出した。

翌九日に下葉淡路守と内密に話があると顯行が出かけ、帰って来

て云うのには、昨日惣代が無益なことを述べたのを吟味役も大変に心配され、惣代がよく分からないと云うのならば、他の人に交代させるよう命令があるかも知れないという噂があり、そうなれば大変気の毒であるとして下葉氏も心配そうであったと云う。私は昨日の様子で、もし交替を命令されても致し方ないと思っていた。しかし、その後はお互いに何も云わなかった。そんな訳で、顯行が書面で申し上げたことは全く違っていて、誤りである 以上」

この時点では賀茂神道のエッセンスをまとめて書いた本はなかったので、神書とは規清が書いた「烏伝神道」を指すのであろう。従って、神書についての対決と云うのは、本来の伝統的な賀茂神道から見て規清の云う烏伝神道がいかに間違った教義であるかを論じなければならぬであろう。規清は烏伝神道は自ら創始したものでなく、伝統的な賀茂神道を大衆に分かりやすく論じたものであると主張している。ところが本来の賀茂神道は教義が定まって明文化されたものではなく、教義らしき説を言い伝えて伝承してきたので、基準となる教義などは当時にも存在しなかった。この有様ではどうして規清の云う烏伝神道を妄説として論破することはできないだろう。惣代の昌顯が対決を断ったのはむしろ当然であろう。規清の考えを間違いだとする論拠をこちらは持っていないからである。惣代

を他の人に替えたとしても、神書についての状況は変わらず、上賀茂社の輩はただ間違いだ間違いだと呼ぶだけであることを幕府の役人達に見抜かれるだけであろう。

ここで問題となるのは、惣代と付添人の意見の不統一を幕府の役人に露呈してしまったことである。上賀茂における集会では社司や氏が激高のあまり過激な結論を出して惣代たちに托したのだが、裁判の場では何らかの戦術的な配慮が必要であったと思われる。また、上賀茂における集会で、規清と息子の呈清に官位を返上させる決議をしたことも、幕府の意向を聞かないで決めたことで、これも幕府側の怒りを買うことになった。

江戸幕府の裁決は規清に八丈島への遠島と云う、規清にとっても意外な、苛酷な結果となった。八丈島に送られた罪人は苛酷な環境のため、せいぜい二、三年以内に死亡するので、死罪に次ぐ重罪である。いかに幕府側の怒りが大きかったかがわかる。

梅辻規清の事蹟についての文献は、書翰類を含めて極めてすくない。明治になってから、彼の伝記を作るため、上賀茂にあった文献も東京に集められていたのだが関東大震災ですべて失われたと言う。

(関目琴季 岡本清淳編「賀茂県主梅辻規清遠嶋顛末記事」)もし、お手持ちの古文書の中に発見されたならば御一報頂きたい。